

船舶事故調査報告書

令和6年5月22日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和5年3月5日 13時35分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市加布良古埼南東方沖 安楽島港東防波堤灯台から真方位031°1,450m付近 （概位 北緯34°28.3′ 東経136°52.7′）
事故の概要	漁船第2おき丸は、北北西進中、また、プレジャーボート中村丸は、錨泊中、両船が衝突した。 中村丸は、船長及び同乗者が負傷し、右舷船尾部等に破損を生じ、また、第2おき丸は、右舷船首部外板に擦過傷等を生じた。
事故調査の経過	令和5年3月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第2おき丸、4.0トン ME3-61098（漁船登録番号）、個人所有 11.25m (Lr) × 2.44m × 0.95m、FRP ディーゼル機関、264.80kW、平成6年10月25日 第243-39834号（船舶検査済票の番号） （写真1 参照） <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">写真1 A船</p> B プレジャーボート 中村丸、0.9トン 243-19842三重、個人所有 7.44m (Lr) × 1.60m × 0.65m、FRP ガソリン機関、22.1kW、昭和59年6月

	<p>(写真2 参照)</p>  <p>写真2 B船</p>
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A 49歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 令和3年5月27日 免許証交付日 令和3年5月27日 (令和8年5月26日まで有効)</p> <p>B 船長B 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和62年5月22日 免許証交付日 令和3年11月17日 (令和9年5月21日まで有効)</p>
死傷者等	<p>A なし B 重傷 2人(船長B及び同乗者B)</p>
損傷	<p>A 右舷船首部外板に破口を伴う擦過傷及びプロペラに欠損 B 右舷船尾部等に破損</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏</p>
事故の経過	<p>A船は、船長Aほか乗組員1人(以下「乗組員A」という。)が乗り組み、養殖筏^{いかだ}のかき収穫の目的で、鳥羽市鳥羽港北方沖の養殖筏に向け、令和5年3月5日13時25分ごろ収穫したかきの大きさを選別する同市浦村町の養殖施設の棧橋を出発した。</p> <p>船長Aは、鳥羽市麻倉島北方沖の東西に設置された養殖施設(貝)の間を通過したのち、加布良古崎の先端を目指し、舵輪の前に立って手動操舵としてふだんどおり前路に視線を向け、また、乗組員Aは後方を向いて甲板上に腰を掛けて、約16～17ノットの対地速力で北北西進した。</p> <p>船長Aは、午前中に航行していた際、約20隻のプレジャーボートが加布良古崎付近にいることを見ていたものの、午後は同ボートを見なかったため、釣り場を移動したのではないかと考えながら続航した。</p> <p>船長Aは、前路に他船を見掛けておらず、他船がないと思い、そ</p>

のままの進路及び速力で、前路のB船の存在に気付かないまま航行していたところ、13時35分ごろ衝撃を感じ、乗組員Aから何かに衝突したと告げられ、後方を振り向いた際、A船がB船の上を通過して再び海上に至ったのち、転覆していない状態のB船を認め、B船と衝突したことを知った。

船長Aは、B船のところに戻り、B船の右舷側にA船の左舷側を横着けし、B船に移乗して、同乗者Bを前部甲板上の海水で濡れていないところに移動させ、B船の左舷側の船縁に掴まっていた船長Bを引き揚げて救助したのち、13時40分ごろ乗組員Aに118番するよう指示した。

A船は、B船をえい航して安楽島漁港に向かった。

B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人1人（以下、「同乗者B」という。）を乗せ、釣りの目的で、加布良古埼南東方沖の釣り場に向け、12時30分ごろ浦村町今浦の棧橋を離棧した。

船長Bは、船尾部の物入れに腰を掛けて手動操舵とし、13時22分ごろ麻倉島西方沖を通過し、同物入れの前方左側に設置された魚群探知機を見て魚群を探索しながら、時折後方の見張りをを行い、北北西進した。（図1参照）

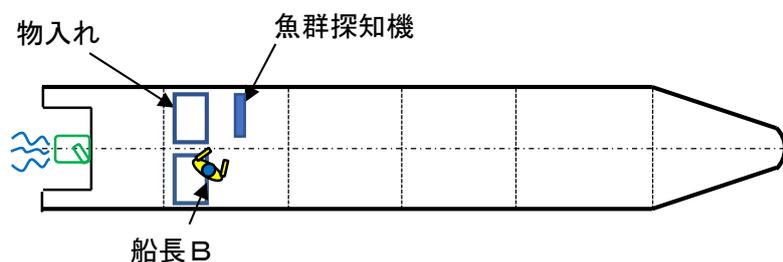


図1 船長Bの状況（イメージ）

船長Bは、13時34分ごろ加布良古埼南東方沖の水深約20mの釣り場に到着し、周囲を見渡したところ、北北東方に錨泊している釣り船1隻を認めたが、他船を見掛けなかったため、後方から船舶が向かってこないと思い、船首を加布良古埼に向けて投錨したのち、船外機を停止した。

船長Bは、船尾部の物入れに腰を掛けて同物入れの前方左側の魚群探知機を見て、また、同乗者Bは、船体の中央部付近で、下方を向き、釣りの用意を始めた。

船長Bは、後方から波音を聞き、振り向くと至近にA船を認めたが、どうすることもできず、衝突により落水してB船の左舷側の船縁に掴まれているところをB船に移乗した船長Aに救助された後、意識がなくなった。

同乗者Bは、衝突した際、B船に乗り揚げたA船の船底の下にな

	<p>り、B船に移乗した船長Aに救助された。</p> <p>その後、同乗者Bは、船長AからA船に移った方がよいのではないかと伝えられ、A船に移乗した後、乗組員Aに118番通報を依頼した。</p> <p>船長Bは、到着した安楽島漁港からドクターヘリで病院に搬送されて重症胸部外傷等と、また、同乗者Bは、同漁港で待機していた救急車で病院に搬送されて胸椎棘突起多発骨折及び背部打撲血腫と、それぞれ診断された</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 A船の損傷状況、写真2、B船の損傷状況 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、午前中、多数のプレジャーボートを視認していたので、航行中には見張りに気を付けていたが、本事故当時、プレジャーボートを見なかったため、気が緩んだと本事故後に思った。</p> <p>船長Aは、本事故当時、体調及び視力は良好であった。</p> <p>船長Aは、前方に視線を向けて航行していたものの、前路のB船の存在に気付かずに接近してしまった理由を本事故後に考えても、自身でも分からなかった。</p> <p>A船は、本事故後、海上保安庁による調査が行われ、航行時に船首が浮上しないことが確認された。</p> <p>B船は、錨泊中に揚錨して船外機を始動し、その場から移動する所要時間は約5分であった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、加布良古崎南東方沖を北北西進中、船長Aが、同崎付近にいた多数のプレジャーボートが釣り場を移動して前路に同ボート等がいな思ひ込み、前路のB船の存在に気付かないまま航行を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>A船は、船長Aがふだんどおり前方に視線を向けていたが、前路のB船を視認できなかった理由が不明であり、前路のB船に接近した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>B船は、加布良古崎南東方沖で錨泊中、船長Bが、錨泊前に周囲を見渡し、接近する船舶はいないと思ひ、物入れの前方左側の魚群探知機に視線を向けて錨泊を続けたことから、後方から波音を聞き、振り向いたところ、至近となったA船を認めたものの、どうすることもできず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、加布良古崎南東方沖においてA船が北北西進中、B船が錨泊中、船長Aが、同崎付近にいた多数のプレジャーボートが釣り場を移動して前路に同ボート等がいな思ひ込み、前路のB船の存在</p>

	<p>に気付かないまま航行を続け、また、船長Bが、接近する船舶はいないと思い、物入れの前方左側の魚群探知機に視線を向けて錨泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、前路に船舶及び障害物がないと思わず、船舶及び障害物の存在の有無に意識を集中し、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・ 船長は、錨泊中であっても、魚群探知機に意識を集中することなく、周囲の見張りを適切に行うこと。

付図1 事故発生場所概略図

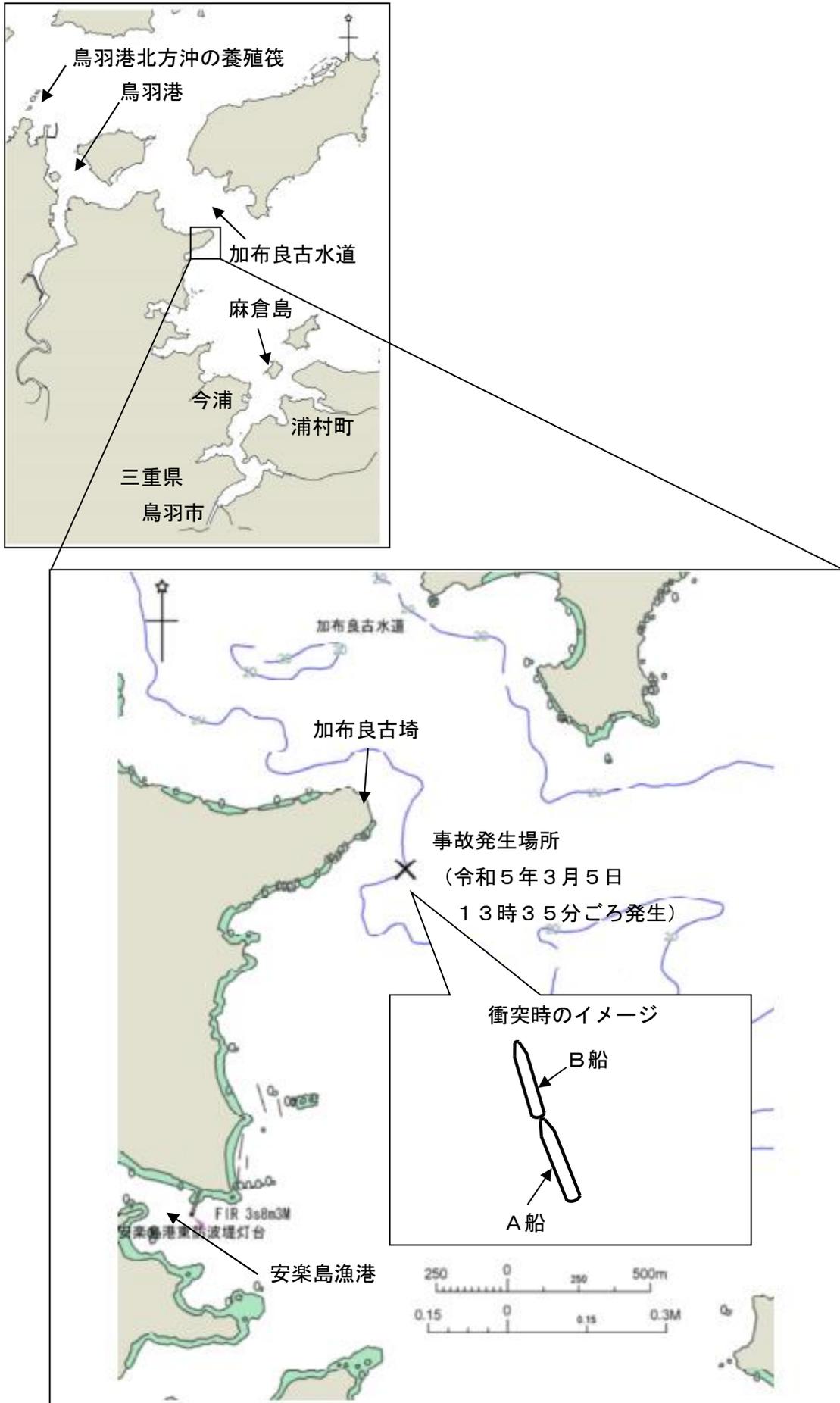


写真1 A船の損傷状況



写真2 B船の損傷状況

